7225.92		――亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		7225.92		――亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	
	100	―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）	ＫＧ		100	―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）	ＫＧ
	200	―――合金工具鋼のもの	ＫＧ		200	―――合金工具鋼のもの	ＫＧ
	300	―――高速度鋼のもの	ＫＧ		300	―――高速度鋼のもの	ＫＧ
		―――その他のもの				―――その他のもの	
	910	――――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）	ＫＧ		910	――――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）	ＫＧ
	930	――――溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号ロに該当するもの（第7226.99号に該当するものを除く。）	ＫＧ			［新規］	
		――――その他のもの				――――その他のもの	
	921	―――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ		921	―――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ
	929	―――――その他のもの	ＫＧ		929	―――――その他のもの	ＫＧ
7225.99		［略］		7225.99		［同左］	
72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）	
		［略］				［同左］	
7226.11				7226.11			
ｓ		［略］		ｓ		［同左］	
7226.20				7226.20			
		―その他のもの				―その他のもの	
7226.91		［略］		7226.91		［同左］	
7226.92		［略］		7226.92		［同左］	
7226.99		――その他のもの		7226.99		――その他のもの	
		―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）				―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）	
	110	――――亜鉛をめつきしたもの	ＫＧ		110	――――亜鉛をめつきしたもの	ＫＧ
	190	――――その他のもの	ＫＧ		190	――――その他のもの	ＫＧ
	200	―――合金工具鋼のもの	ＫＧ		200	―――合金工具鋼のもの	ＫＧ
		―――その他のもの				―――その他のもの	
		――――亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）				――――亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	